

# JARI-RB 審査ニュース

第168号  
[2011年3月15日]

財団法人 日本自動車研究所  
審査登録センター (JARI-RB)

## 「JARI-RB審査ニュース」廃刊のお知らせ

読者の皆様へ

平素より、「JARI-RB審査ニュース」をご愛読いただき誠にありがとうございます。 「JARI-RB審査ニュース」はこれまで紙面に出力することを意識した構成に整え、電子版で配付してまいりましたが、「お知らせ」あるいは登録組織検索システムと内容が重複しており煩雑感があること、または紙資源節約の意味もあり、本年3月(168号)発行をもって廃刊とさせていただくこととなりました。

なお、御提供いたします情報は今後も継続して「お知らせ」に掲載いたしますので、情報量が減少するということではございません。

皆様にご支持いただきました「JARI-RB審査ニュース」は、1997年4月の創刊より足掛け14年に渡って、審査登録センターの活動、認証制度ならびに法規の動向およびご登録お客様の声等を掲載し、自動車産業界各団体の会員様はじめ多くのお客様にご愛読いただきました。これまで、皆様からいただきましたご支援に対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。今後、「JARI-RB審査ニュース」に替わりまして、より一層JARI-RBホームページのご利用をお願いいたします。

上級経営管理者  
黒田 哲平

### 重要

## JARI-RB HP[ご登録お客様専用ページ]のパスワード変更のお知らせ

JARI-RBホームページ[ご登録お客様専用ページ]のパスワードを変更します。

新パスワードはご登録組織のISO担当様へメールで配信します。

ご登録組織様におかれましては、当ホームページをご利用いただいている皆様方へご周知いただきますようお願いいたします。

旧パスワード廃止日 : 2011年3月31日

新パスワード適用日 : 2011年4月 1日

## 認証登録の状況

### 更新(環境)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAER0078	2011. 2. 10	株式会社ショーワ 4輪開発センター	4輪車用ステアリングシステム及び駆動系製品の開発
JAER0081	2011. 2. 26	株式会社メッツ 身延ブロック・狭山ブロック・熊本ブロック	自動車用部品の組立・製造
JAER0082	2011. 2. 26	八千代工業株式会社 柏原地区	自動車用部品(フューエルタンク, サンルーフ, バンパー等)の製造並びに自動車用金型・溶接設備等の製造及び据付
JAER0328	2011. 2. 8	横浜トヨペット株式会社	自動車の販売, 整備及び修理
JAER0331	2011. 2. 22	愛知トヨタ自動車株式会社	自動車の販売, 整備及び修理
JAER0333	2011. 2. 22	株式会社神菱	自動車用ダイカスト部品, メカトロ部品, 樹脂成形部品の製造
JAER0636	2011. 2. 18	ナルコ株式会社	自動車用車体・内装部品の製造
JAER0756	2011. 2. 1	株式会社日本高熱工業社	工業炉, 鋳鍛造設備の開発, 設計, 製造及び保守

### 更新(品質)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAQR0158	2011. 2. 18	東広商事株式会社	(1) 産業廃棄物の収集運搬 (2) 産業廃棄物の中間処理
JAQR0161	2011. 2. 23	三菱自動車エンジニアリング株式会社 ※	1. 乗用車, 商用車及び軽自動車の設計・開発業務 (デザイン, 基本計画, 設計, CAE解析, 試験・実験) 2. 「設計図面の情報管理, 情報提供」 「特許・技術情報などの情報収集や技術資料」 「各種システムの開発及び社内システムのITサポートサービス」 3. 自動車の生産設備から生産ラインまでの計画・設計業務 ・十勝事務所の拡大
JAQR0187	2011. 2. 1	株式会社エスワイエス ※	産業車輛及び自動車用灯具の設計・製造並びに一部の製造委託管理 ・前橋工場の拡大

※更新登録においては拡大を含む。(工場および店舗等の追加のみ掲載)

### 拡大(環境)

登録番号	発効日	登録者名	登録範囲
JAER0157	2011. 2. 18	三菱自動車エンジニアリング株式会社	十勝事務所の拡大
JAER0557	2011. 2. 25	仙台トヨペット株式会社	大和大衡店の拡大

・工場および店舗等の追加のみ掲載

・登録情報の詳細はJARI-RBホームページ (URL:<http://www.jari-rb.jp/>) をご参照ください。

**環境関連法規等の動き** (11. 1/16～11. 2/15)法令情報**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (2011. 1. 28環境省令第1号)**

2011. 4. 1から廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が施行となります。

省令の概要を以下に示します。詳細については前回報告の改正法や改正政令等を含めて内容をご確認下さい。

(参照) <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13415>

**1. 改正規則の概要****1) 廃棄物処理施設の定期検査 (第4条の4の2等関係)**

定期検査制度に関し、検査の期間を、使用前検査を受けた日、直近において行われた変更の許可に係る使用前検査を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3月とした。このほか、申請書類、検査結果の通知に関する規定を整備した。

**2) 廃棄物処理施設における記録の作成 (第4条の5等関係)**

廃棄物処理施設にて事故が発生し、法第21条の2第1項に定規定する応急の措置を講じたときは、その講じた措置は、記録を作成し、3年間（最終処分場にあつては、廃止までの間）保存しなければならない。

**3) 維持管理情報の公表 (第4条の5の2等関係)**

廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者又は設置の届出に係る施設の管理者がインターネットの利用その他の適切な方法によって公表する情報を、処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量、焼却施設の燃焼室中の燃焼ガスの温度等、法第8条の2に基づき記録し、処理施設に備え置かなければならないこととされている事項としたほか、当該情報の公表の方法を定めた。

**4) 廃棄物処理施設の処理能力を変更する場合の手続 (第5条の2等関係)**

処理能力が10%以上増大する場合は許可の手続、減少する場合は軽微な変更の届出でよいこととした。

**5) 焼却時の熱利用の促進 (第5条の5の6等関係)**

熱回収施設設置者認定制度の認定基準と申請手続等に関する規定を整備した。

- ・ 熱回収に必要な設備（ボイラーや発電機など）が設けられていること。
- ・ 熱回収により得られる熱量や電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。
- ・ 熱回収率が10%以上であること。
- ・ 廃棄物以外の燃料の熱量が、熱量全体の30%を超えないこと。
- ・ 熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

**6) 産業廃棄物を事業場の外で保管する際の事前届出制度 (第8条の2等関係)**

事業者がその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の保管を行う際の事前届出をする必要のある保管を、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の保管であつて、その保管の用に供される場所の面積が300㎡以上であるものとしたほか、届出の手続等に関する規定を整備した。

**7) 多量排出事業者処理計画 (第8条の4の5等関係)**

多量排出事業者が作成する処理計画及び当該計画の実施状況に関する報告(以下「多量排出事業者処理計画等」という。)の様式を定めた。また、都道府県知事による多量排出事業者処理計画等

の公表方法をインターネットの利用によることとしたほか、関連する規定を整備した。

8) 帳簿（第8条の5等関係）

帳簿を記載しなければならない事業者の範囲が拡大されたことに伴い、記載事項に関する規定を整備した。

9) マニフェストの保存（第8条の21の2関係）

管理票交付者が交付したマニフェストの写しを保存する期間を、交付した日から5年とした。

10) 優良産廃処理業者認定制度（第9条の3、第10条の4の2等関係）

産業廃棄物の収集運搬業及び処理業の許可の有効期間が7年となる優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準を以下のように定めたほか、関係する規定を整備した。

- ・従前の許可の有効期間において、事業停止命令などの不利益処分を受けていないこと。
- ・法人に関する情報、事業計画の概要、施設及び処理の状況などをインターネットで公表し、一定頻度で更新していること。
  
- ・ISO14001やエコアクション21等による認証を受けていること。
- ・電子マニフェストの利用が可能であること。
- ・直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること、法人税等を滞納していないことなどの財務体質の健全性に係る基準を満たすこと。

11) 処理困難通知（第10条の6の2等関係）

現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、事故が発生し、産業廃棄物の処理施設を使用することができないことにより、保管上限に達したことなどを定めた。また、通知を受けた管理票交付者が講ずべき措置を定めたほか、通知の手続等の規定を定めた。

12) 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外（第18条の2等関係）

法第21条の3第3項の規定に基づき、建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人が自らその運搬を行う場合における廃棄物を以下の一及び二のいずれにも該当する廃棄物と定めたほか、当該運搬の際の基準として、下請負人が当該運搬が同項に基づく運搬であることを証する書面を携行することを定めた。

- 一 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物（特別管理廃棄物を除く。）であるもの
  - イ 建設工事（建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。）であって、その請負代金の額が500万円以下であるもの
  - ロ 引渡しがされた建築物等の瑕疵の修補に関する工事であって、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの
- 二 次のように運搬される廃棄物であるもの
  - イ 一回当たりに運搬される量が1m<sup>3</sup>以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの
  - ロ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する施設（積替え又は保管の場所を含み、元請業者が所有権を有するもの（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有するものに限る。））に運搬されるもの
  - ハ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの

13) 広域再生利用指定制度の廃止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年環境省令第30号）附則第2条を削り、廃棄物の広域再生利用指定制度を廃止した。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令第2条関係）

14) 寒冷地における一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場の構造基準及び維持管理基準の改正

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場において導水管等の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずることとしたほか、関連する規定を整備した。(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条等関係)

## 2. 施行日

2011. 4. 1から施行する。ただし、都道府県知事による多量排出事業者処理計画等の公表方法に関する部分は2011. 10. 1から施行する。

【参考：改正する法律及び改正する政令】

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 (2010. 5. 19環境省第34号)

(参照) [http://www.env.go.jp/recycle/waste\\_law/kaisei2010.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010.html)

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(2010. 12. 22政令第248号)

(参照) <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13275>

【参考：改正された法律等の施行と運用についての技術的な助言として出された通知】

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について

(環廃対発第110204004号・環廃産発第110204001号, 各都道府県知事・各政令市長宛環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)

(参照) [http://www.env.go.jp/recycle/waste\\_law/kaisei2010/attach/no110204004.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/attach/no110204004.pdf) (2011. 2. 4)

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について

(環廃対発第110204005号・環廃産発第110204002号, 都道府県・政令市廃棄物主管部(局)長宛環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長/産業廃棄物課長通知)

(参照) [http://www.env.go.jp/recycle/waste\\_law/kaisei2010/attach/no110204005.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/attach/no110204005.pdf) (2011. 2. 4)

一般情報：掲載に至る情報がないためにお休みさせていただきます。